

第4回国民健康保険システム標準化検討会  
議事概要

【日時】 令和8年1月22日（木） 10:30～11:30

【場所】 オンライン開催（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任  
丸 圭介 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 保険係長  
佐々木 謙 宇都宮市保健福祉部保険年金課 課長補佐  
宮脇 正治 中野区区民部保険医療課 課長  
河津 好計 都城市健康部保険年金課 課長

（構成員（ベンダー））

松本 誠也 株式会社RKKCS 第2システム本部 保険福祉システム部門  
国保グループ グループ長  
渡邊 毅 株式会社TKC 福祉情報システム開発センター センター長  
小林 大士 株式会社電算 ソリューション2部  
石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー  
エリア・アカウントビジネス事業部 エリアビジネス部 次長  
石井 良介 行政システム九州株式会社 国保標準化移行推進部 部長  
岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部  
政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル  
広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当  
高見 幸司 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部  
住民サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

米田 圭吾 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐（欠席）  
津田 直彦 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐  
池端 桃子 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 地方業務標準化エキスパート

門田 大悟 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付主査

稲垣 嘉一 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐

加藤 秀和 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐

唐木 啓介 厚生労働省保険局国民健康保険課 課長

舘野 靖史 厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐

伊藤 麻祐 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係 係長

久保田 裕 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係

菊地 貴文 厚生労働省保険局国民健康保険課

島添 悟亨 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

飯野 一浩 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

#### 【次第】

1. 開会
2. 国保課挨拶
3. 座長挨拶
4. 第4回検討会事前説明
5. 第4回検討会
6. 事務局からの連絡事項について
7. 質疑応答
8. 閉会

#### 【配布資料】

- ・00\_会議次第
- ・出席者名簿\_第4回検討会
- ・【資料 No. 1】 検討会（第4回）の進め方\_国民健康保険
- ・【資料 No. 2】 国民健康保険システム標準化\_標準仕様書【第1.6版】公開に向けた対応について
- ・【資料 No. 3】 標準仕様書【第1.6版】（案）
- ・【資料 No. 4】 検討・課題事項一覧\_国保
- ・【資料 No. 5】 今後の予定について
- ・【別添①】 ご意見一覧
- ・構成員意見一覧（令和7年度第4回合同WT）

## 【質疑概要】

<資料 No.2 P.19 3.1. 国保標準仕様書【第1.6版】(案)へ反映した事項について(1) 納入通知書の納付義務者情報の追加について>

●事前にレイアウトの確認依頼が来た際も検討したが、この連帳一般の様式だけ上に納税義務者と住所が追加されている。下の納付方法等の欄にも住所が残ったままなのは修正漏れなのか、下の住所欄は削除される認識でよいか。(ベンダ構成員)

→修正漏れの可能性があるため改めて確認する。次回のレイアウト確定に向け見直した上で修正したい。(事務局)

→承知した。修正をお願いします。(ベンダ構成員)

●高額療養費について国から制度改正の動きが伝わってきている。これはシステム改修をし令和8年8月からの適用ということで第1段階、令和9年8月にもう一度改正という流れになるかと思うが、標準仕様の中身について、反映して修正するいとまが非常に短いと思う。その辺りの対応についてどのように予定しているのか教えてほしい。(構成員)

→確かに高額療養費の見直しの話が昨年末の医療保険部会で示されたことを踏まえての発言だと認識している。標準仕様書の動きとしては、標準仕様書上これは記載粒度の関係もあるが、高額区分が増えたり多数回該当等について、標準仕様書上の記載自体直らない可能性があると思っている。一方で今頂いた意見については、現場自治体としてはシステム改修しなければいけないということかと思う。対応について制度的な国保の運営の話になってくるため、標準仕様書については事務局でも確認し厚労省と対応協議する。改版の有無に関わらず対応をどうしていくか、今後の動きについては事務局で把握できていないため国保課に補ってもらえるとありがたい。(事務局)

→制度としては令和8年8月に第1回の制度の改正があるため、システム的には対応しなければいけない。一方で標準仕様書の作り方、規定の仕方の大原則からいうと、原則的には1年前にという形になっており、それも含め考えると事前に標準仕様書の形で示すことは難しいかもしれない。でも制度としては期限が来るこの辺りの対応については運用にも関わることのため、厚生労働省での考えを確認したい。標準仕様書の規定と制度の運用は原則一致だが、それぞれ別々に動くこともありうると思うため、その辺りについては引き続き協議という形で、検討することも必要かと思っているがどうか。(座長)

→この時点で発言・説明等出来ることはないため、引き続き検討させてほしい。(国保課)

→重ねて意見があれば伺いたい。(座長)

→急にこういった情報が入ってきたのは自治体だけではなく中央会も同じだと思う。仕様書に盛り込む時期がまだ分からないのも一定理解できるためそこは仕方がないとして、保険者である地方自治体としてはシステム修正対応をある程度していかなければいけない。最後に標準仕様書に盛り込まれていくのがいつなのか分からないが、取りあえず走らなければならないため現場では改修をしていく。その後標準仕様書とのすり合わせの事務が発生すると思うが、示された標準資料の仕様書と我々の改修したものとのすり合わせについては、また一定対応が必要かと思う。その際には調整していかなければと思うため、その点を覚えておいていただきたい。(構成員)

→再度確認したが、標準仕様書としての影響はない可能性が高い。システムの改修後に標準仕様書が変わり、対応した内容等が標準仕様書と合わず再改修となることが懸念されるが、既に対応された市町村の改修に影響がないような改修にすべきである。むしろ今回については、標準仕様書上の改版は見込まれない可能性が高いと思う。そういった意味では、国として今回の対応が決まり次第、8月施行になれば対応に向けた保険者へ通知されると思うため、それに従い対応してもらいつつ、それを前提とした標準仕様書の改版も考慮して影響がないように配慮したい。(事務局)

→先程の指摘に関係し、標準仕様書の考え方や制度の変更・運用の関係について話したが、考え方が違っていたらデジタル庁から指摘してもらえるとありがたい。(座長)

→標準仕様書の改定についてはデジタル庁ウェブサイトにて、「標準仕様書の改定・運用について(基本的な考え方)」という資料で示しているところ。また、今回の関係省庁会議においてもこの点資料として示し公開をしているところ。まず次年度の標準仕様書の改定時期は、制度改正施行日の1年以上前としつつ、8月もしくは1月の改定日に対応としている。その上で突然の法改正等もあるかと思っており、そういったところも国保として、制度改正の整理と同時に標準仕様書の変更を検討してもらいたいと伝えている。それでも1年前の改定が困難な場合もあるかと思い、標準準拠システムの改修が施行日までに余裕を持って対応出来るようにするために制度改正の検討段階から、出来る限り広く地方自治体や事業者への影響確認をしてもらうことにしている。さらには本検討会等、速やかに改定内容を検討してもらい、出来る限り公開資料として開発の予見性を高めて開発が出来るようにしてもらいたい。改定自体は8月と1月だが、検討段階における資料を速やかに公開していこうというところ。先程仕様書の改定が間に合わない可能性もあるという話もあったが、制度改正によって標準仕様書に直接記載を変更しないこともあると思っている。今後はできる限り通知等を踏まえて、制度改正と標準仕様書の関係を示す通知の発出をお願いしたいと伝えているところ。標準準拠システムの改修が伴った場合は、何かしらの形で通知なり標準仕様書の改定を行ない開発予見性を高め、出来る限り皆が速やかに対応出来るように対応してもらいたい。(デジタル庁)

●この標準仕様書上では外部連携に関する仕様が記載的に弱く、要は連携要件のところ丸印が1個

つくだけというところにはなる。ただ医療保険に関しては特に国保連合会とのデータ交換や高額療養費の改定に関して、国保情報集約システムや国保総合システムの連携が肝になってくると思う。そこに関して、医療保険は他の介護保険や健康管理に比べて仕様の開示やテストの機会も少なく、非常にやりづらい状況が続いている。前回の国保情報集約システムとの連携に関して連携開始の直前で仕様が変わるのは介護保険などではほとんど起こっていない事項。そこら辺をやはり厚生労働省、中央会含め今後法改正、やはり介護と比べると医療の方が制度的にも複雑で被保険者も多いと思っており、世の中の注目も高いため強化をより一層お願いしたい。(ベンダ構成員)

→意見についてはその通り。この標準仕様書チームについては、国保のシステムである市町村事務処理標準システムの開発チームで対応しており、同じような立場だと思っている。その上で集約システムとの連携も、テスト期間が確保出来ていない状況で開発してきた。これについては制度施行のタイミングが今回についてもあったように、非常にタイトなスケジュールでの改変というのが大きく影響している。例えば集約システムのインターフェースが変わるとなっても、施行日に間に合わなければテスト期間が確保出来ないと思う。期間が確保されていれば、当然確保しつつ情報提供を出来ると思うが、制度改正は突発的なものや政策的な問題で期間が決定されることもある。中央会としては、集約・国保総合システムの連携について、可能な限り早期の情報提供を内部的にも展開させてもらう。それが我々チームや他ベンダにおいても有益なため、指摘を踏まえ今後も内部的な対応をさせてもらいたい。可能であればそうした情報を提供できるルートを厚労省と調整しながら広く把握してもらえるような環境で提供したいと思う。引き続き課題とさせてもらう。(事務局)

→中央会も他ベンダも多分同じ状況だと思うが、例えば eLTAX や介護保険、国保連合会とのデータ点検に関して、介護保険はいつもテストデータによる連携テストを行ってから本番に入っているが、医療保険だけが今まではそういった前例がない。それによる障害も多いため、今後その辺りもテストの機会や時間の確保をしてもらいつつ、制度施行を迎えるということをお願いしたい。(ベンダ構成員)

以上